

議案第266号

平成25年度大阪市自動車運送事業会計資本剰余金の処分について

平成25年度大阪市自動車運送事業会計国庫補助金4,507,382,837円のうち118,860,298円及び一般会計補助金2,330,467,620円のうち118,039,618円をもって、繰越欠損金59,337,065,404円を補てんする。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方公営企業法第32条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地 方 公 営 企 業 法 (抄)

(剰余金の処分等)

第32条 省 略

2 省 略

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない。

4 省 略